

IFRS 実務記述書「マネジメント・コメンタリー」の改訂をめぐる動向と課題

古 庄 修

1 はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、国際財務報告基準（IFRS）の範囲外と看做されてきた財務諸表外情報に係る開示領域において、当該情報の質と比較可能性を改善することを意図して、2010年にIFRS実務記述書（Practice Statement）として『マネジメント・コメンタリー』（Management Commentary）を公表した（以下、MCPSという）¹⁾。

MCPSはあくまでもIFRSとは区別される、拘束力のないフレームワーク（non-binding framework）であるが、「マネジメント・コメンタリー」（Management Commentary、以下MCという）が財務報告の境界（boundary）の内側にあること、そして財務諸表と同様の財務報告に係る「概念フレームワーク」（Conceptual Framework）の目的や有用な情報の質的特性を共有することを明示した。その一方で、現行MCPSの設定に係る議論においては、企業社会責任（CSR）報告書や持続可能性（sustainability）報告書等に網羅されている環境・社会・コーポレート・ガバナンス（ESG）情報のような非財務情報に係る開示基準等の設定に当時踏み込むことはなく、これまで目立った議論は行われなかった。

だが、この間の過剰とも受け止められている国際組織あるいは各法域（jurisdiction）の規制主体等により設定された多数の規範（code）やガイドライン（guideline）の実効性をめぐって、財務情報と非財務情報とを連係・統合するために首尾一貫した報告枠組み（reporting framework）の国際

的な標準化に対するニーズも高まっている²⁾。かかる状況のなかでIASBにおいてMCPSの改訂を指向した新たな展開を見出さうる。

本稿は、IASBの“Better Communication”プロジェクトの一環として³⁾、「より広い企業報告」（Wider Corporate Reporting）を視野に動き始めたMCPSの改訂プロジェクトの追加をめぐる最近の議論の動向について解説する。特に本稿では、あらためてMCPSの「表示のフレームワーク」⁴⁾について解説したうえで、MCPSの見直しに係る審議過程において提起されたStaff Paper⁵⁾を基礎として、現行のMCPSと、国際統合報告評議会（IIRC）の『国際統合報告フレームワーク』（International〈IR〉Framework、以下〈IR〉フレームワークという）を比較検討し、その相違点の整理を通じて、MCPSの改訂をめぐる論点と課題を明らかにしたい。

2 実務記述書（MCPS）の到達点と議論の経緯

MCPSは、MCを作成・表示する際に経営者を支援しうる一般的な報告枠組みを形成することにより、MCの表示（presentation）に係る首尾一貫性を改善し、ひいては各法域におけるエンティティの間の比較可能性の確保を目指すものであった⁶⁾。

現行MCPSの到達点は、以下のように要約しうる。

- ① MCに係る作成・表示のための基準（standard）をIFRSに準じて設定するのではなく、あくまでも拘束力のないフレームワークとして表示の

ための指針 (guidance) を示したこと

- ② MC は財務報告の境界の内側にあることを明示したこと
- ③ MC は財務報告に係る概念フレームワークの範囲内にあり、したがってMCの表示に係る指針は、別個の独自の概念フレームワークを基礎とするのではなく、財務諸表と同様の概念フレームワークを共有することを明示したこと
- ④ 原則主義 (principles-based approach) に基づいて、MC に不可欠な構成要素を例示したこと

IASB は、従来、IFRS の範囲外と見做されてきた財務諸表外情報に係る開示領域において、当該情報の質と比較可能性を改善することを狙いとして、前述のように2010年12月にMCPSを公表した。

MCPS は、各法域におけるエンティティの任意の適用を前提としてIFRSに準拠して作成される財務諸表に附属するナラティブな情報 (narrative information) を表示するための標準的な指針として性格づけられる。

MC は、米国やカナダ等における「財政状態及び経営成績に関する経営者による討議と分析」(Management Discussion & Analysis, MD&A)、あるいは英国等における「営業・財務概況」(Operating Financial Review, OFR) や「事業概況」(Business Review) に該当する⁷⁾。実務記述書においては、中立性を考慮して取えて一般的な名称としてMCが用いられた⁸⁾。

現行MCPSは、2002年10月のプロジェクト・チームの発足以来⁹⁾、2005年10月の討議文書(Discussion Paper)¹⁰⁾の公表、2009年6月の公開草案(Exposure Draft)¹¹⁾の公表を経て、約8年間の長きにわたる検討の成果として公表された。

振り返ると、この間、世界的な金融危機を誘発した責任の一端が各国の会計基準設定主体に追及される一方で、IASBにとって金融商品に係る会計基準の見直し等が喫緊の課題として高い優先順位が与えられた最中であっても、MCPSの公表のための議論がIASBにおけるアジェンダとして作

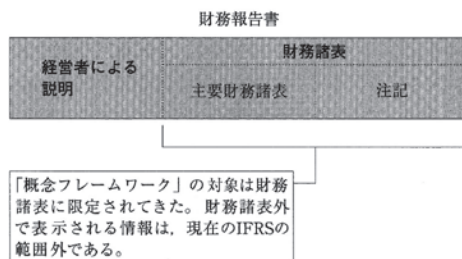
業計画から除外されることはなかった。

しかも米国財務会計基準審議会 (FASB) との共同で進められてきた「概念フレームワーク」プロジェクトの成果と歩調を合わせながら、当該「概念フレームワーク」に吸収されることなく、当初からMCの作成・表示のための特定の基準ないし指針の検討が進められてきたことの意義を過小評価すべきではないであろう。

当該プロジェクトは、企業の一般目的財務報告書 (general purpose financial reports) を①主要財務諸表、②注記、③MCから構成されるパッケージであると一貫して捉えてきた (図表1参照)。

【図表1】 財務報告の範囲と「概念フレームワーク」の対象

IASBの「財団定款」および「IFRSに係る序文」は財務報告の範囲に言及しており、IASBの目的に合致するために財務諸表に附属する情報の役割を認めている。



出所：IASB, Discussion Paper, *Management Commentary*, October 2005, p.12.

IASB がMCのような財務諸表外情報の開示領域に取り組み始めた意図は、財務諸表に附属ないし関連するナラティブな情報が、一般目的財務報告書に不可欠な構成要素であることを認めたとうえで、MCの表示に係る基準ないし指針の公表を通じて、当該開示領域について未整備な法域を含めた、国際的に多様な開示実務の標準化を目指し、その収斂 (convergence) を促進することにあつたといえる。

現行MCPSにおいて、MCとは「IFRSに準拠して作成された財務諸表に関連するナラティブな情報であり、MCは財務諸表に表示された金額、エンティティの財政状態、財務業績ならびに

キャッシュ・フローに関する歴史的な説明 (commentary) を利用者に提供する。また、MC は財務諸表に表示されないエンティティの見通しに関する説明およびその他の情報を提供する。MC はまた、経営者の目標と当該目標を達成するための戦略を関連づけて理解するための根拠 (basis) を与える」と定義される (用語の定義)。

MC は、財務諸表上に表示した情報の補足 (supplementing) にとどまらず、財務諸表がそれぞれでは提供することができない、あるいはそもそも財務諸表に期待すべきではない企業の財務業績に関連した情報を補完 (complementing) する。

MC に相当する開示領域はアニュアル・レポートの主として前半の重要な部分を構成し、統合報告 (integrated reporting) の開示領域とも重なることが広く認識されている。また、当該開示に係る一定の要求は、主要国の財務報告制度においてすでに存在する。だが、MC のような財務諸表外情報が、財務諸表を補足し、そして補完するための開示媒体として、絶えず財務諸表との関係が問われる開示領域であることに対する統一的な理解は MCPS の公表まで乏しかったように思われる。

IASB が提起する MC の表示をめぐる議論は、有価証券報告書等の開示制度にも関連して、これからの日本におけるナラティブな情報の開示の在り方や財務報告の境界をめぐる概念的な枠組みの検討において絶えず斟酌される必要があるが¹²⁾、今般の IASB における新たな局面は、狭義の財務報告のレリバンスに係る限界¹³⁾を踏まえて、当初からこれを克服する意図をもつ統合報告の発展と、そこで見出さる MCPS との共通の基盤に基づいて、“Better Communication”の観点から財務報告の範囲において財務諸表と現行 MCPS を見直すことに積極的に意義が見出されている点にある¹⁴⁾。

IASB が取り組むべきアジェンダの中心に財務諸表があることは論を俟たないが、現行 MCPS の公表は IASB が狭義の財務報告の限界を認めて

いることの証左でもある。したがって IASB における課題は、IASB が統合報告そのものに関与することではなく、IASB の守備範囲としての「その他の財務報告」(other financial reporting) の範囲をどのように画定し、MCPS の改訂を通じて IIRC のような組織といかに連携し、財務報告ないし統合報告の結合性 (connectivity) を確保するのかという点にあると考えられる。

3 IASB の守備範囲と「その他の財務報告」

IASB は、MC が財務報告の透明性を改善することを通じて資本市場における投資者の信頼を高めようものと位置づけ、IASB が MC の表示に係る基準ないし指針の開発に資源を投入することは重要かつ関連性があることを認めてきた。

この点について、これまで会計基準 (accounting standards) の設定に取り組んできた IASB が、財務諸表外情報の開示領域に明示的に進出したことは一見唐突にも思える。しかし、IASB が財務諸表外情報に言及したのは MCPS の公表が初めてではない。

IASB の前身である国際会計基準委員会 (IASC) は、財団定款 (IASC Foundation Constitution) において、「財務諸表およびその他の財務報告において透明で質の高い、比較可能な情報を求めるグローバルな会計基準を開発すること」¹⁵⁾を広く目的として掲げている。

このことは、「IFRS に係る序文」(Preface to IFRS) でも確認しうる。すなわち「IFRS の範囲と権限」のなかで「その他の財務報告は、完全な一組の財務諸表の解釈を支援する、または効率的に経済的意思決定を行う利用者の能力を改善することを目的とした財務諸表以外で提供される情報によって構成される」と定義する¹⁶⁾。IASB は、当該プロジェクトの発足に際して「その他の財務報告」を自らが検討することには正統性 (legitimacy) があることを確認し、これを強調している。

IASC は、1997 年に国際会計基準 (IAS) 改訂

第1号『財務諸表の表示』(Presentation of Financial Statements)を公表した。IASBは、そのなかで「財務諸表以外に、企業の財務業績および直面する不確実な事象についての主要因をナラティブに説明した経営者の財務分析」を企業が開示することを奨励した¹⁷⁾。その意味で、MCの表示に係るプロジェクトの出発点は、注記との関係でMCの構成要素を部分的に位置づけたIAS第1号にあるといえるであろう。

この点について、IASBの旧「概念フレームワーク」は、「財務諸表は主として過去の事象の財務的影響を表示し、必ずしも非財務情報を提供するとは限らないので、財務諸表は、利用者が経済的意思決定を行うために必要なすべての情報を提供するわけではない¹⁸⁾」ことを明示した。「概念フレームワーク」は、現在においても、あくまでもその対象を主として財務諸表に限定している。だが、IASBは、前述の「その他の財務報告」を含めた経済的意思決定に有用な情報の範囲を想定して、財務諸表だけでは財務報告の目的に合致しないので、財務諸表の機能を高め、財務報告の目的とのギャップを解消するために、「その他の情報」を追加する意義を認めている¹⁹⁾。MCは「その他の財務報告」に網羅される情報の主たる構成要素と見做される²⁰⁾。

この点について、財務報告に係る「概念フレームワーク」の形成過程において、MCは財務諸表に付随的であってもより一層明確に財務報告の枠組みのなかに位置づけられることになり、以下のように説明されている²¹⁾。

「附属する注記も含めて、財務諸表は財務報告の中心的な役割を果たすものである。しかし、財務報告の目的は財務諸表のみに関係するものではなく、財務報告全体に関係する。一定の種類財務情報もそれ以外の情報についても従来の財務諸表によって伝えるよりも、それ以外の方法で伝えた方が良い場合もある。エンティティのアンニュアル・レポート、目論見書、および特定の国で政府機関に提出される報告書は、財務諸表、その他の

財務情報および非財務情報を網羅した報告書の典型である。ニュース・リリース、経営者による計画または予測に係る説明、企業の社会または環境に及ぼす影響に係る説明は、財務諸表に網羅されている以外の財務情報または非財務情報を提供する報告書の例である。」

2015年5月に公表された公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」においては財務諸表を通じて提供される情報に焦点を当てるとして²²⁾、MCは期中報告書、プレスリリース、分析用の補足資料等とともに財務報告書(financial reports)の「その他の報告書」(other reports)として説明されている。

IASBによるMCPSの公表は、IFRSの設定を想定していない財務諸表外情報の開示領域にありながら、IASBがこれに関与し、その基準ないし指針を設定することには本来、正統性があることを前提としている。すなわち、財務諸表の作成・表示に係る「概念フレームワーク」が、財務報告の枠内にあつて財務諸表を補足し、または補完するナラティブな情報—「その他の財務報告」—にも援用されるという基本的な理解を基礎としている。

現行MCPSの公表に至る議論においては、絶えず、①財務報告の「範囲の画定」問題(財務報告の境界についてどのような論拠に基づいて線引きするか)、および②財務報告の「構成要素の区分」問題(財務諸表および注記と財務諸表外情報の範囲をどのような認識基準と配置基準に基づいて区分するか)が議論されてきたといえるであろう。しかし、そのすべてにおいて明確な結論が見出されたわけではなかった。

IASBの守備範囲は、あくまでも財務諸表を中心とする財務報告に係る「概念フレームワーク」の枠内にあり、財務報告の境界の内側にあつて「その他の財務報告」を越えることはないと考えられる。だが、「その他の財務報告」については、これまで正確な定義が行われてこなかったことも事実である。「より広い企業報告」に関連した

MCPS の見直しに係る審議に際して、Staff Paper のなかでは以下の情報が MC の枠内において投資者にとって重要になると考えられている²³⁾。

- ①企業の長期的価値創造に資するビジネスモデル、戦略および事業環境
- ②非 GAAP 財務業績指標²⁴⁾
- ③非財務報告の部分集合としての先行財務情報（非財務情報）²⁵⁾
- ④将来指向情報

MCPS の改訂を視野に入れた議論においては、狭義の財務報告と「その他の財務報告」の相互関係を議論する最も適切な立場にあるのが IASB であることが繰り返し述べられているが²⁶⁾、上記のような「その他の財務報告」に收容される「その他の財務情報」が、長期の株主価値の創造のための戦略や、当該戦略の実行に係る進捗状況および将来の財務業績への潜在的インパクトに洞察を与えうる等の点で、財務諸表を補完する情報としてその意義が認められるならば、「その他の財務報告」には何が、またどこまで收容されるのか、その検討は IASB にとって重要な課題となるであろう。今般の MCPS の改訂は、2010 年の現行 MCPS の公表後の様々な開示に係る国際的な規範ないしフレームワークの発展をいかに取り込むのか、さらに IASB の立ち位置を定めて当該各設定機関との連携を不可避とする点で、新たな段階を迎えている²⁷⁾。

次章では、MCPS の改訂をめぐる論点と課題を考察するうえでの座標軸となる現行 MCPS の「表示のフレームワーク」における主な規定を概観する。

4 実務記述書 (MCPS) のフレームワーク

MCPS において、IASB が MC に係る指針を公表する目的は、IFRS に準拠して作成される財務諸表に関連して意思決定に有用な MC を表示する際に、経営者を支援することにあるとしている (par.1)。当該指針を網羅した MCPS は、MC の表示に対してのみ適用され、また IFRS に準拠して

財務諸表を作成し、これに関連する MC を表示するエンティティに対して MCPS が適用されることになる。

だが、各法域における MC に係る開示制度の存在を前提として、開示すべきエンティティの範囲、開示頻度ならびに一定の保証水準については、特定の規定はなく、あくまでもその遵守は任意である (paras.2-4)。

また、MCPS は、MC が財務諸表に附属して利用可能であるか、そうでない場合には MC と財務諸表の関連性を MC のなかで識別すべきであるとして、財務報告書においてその他の情報と MC を明確に区別して表示することを求めている (paras.5-6)。

MCPS は、MC の表示に係る指針として、このような目的 (objective)、適用範囲 (scope) および識別 (identification) に続いて、(1)利用者 (users)、そして表示の枠組みとして、(2)意図 (purpose)、(3)諸原則 (principles)、(4)表示 (presentation)、および(5)構成要素 (elements) に係る各規定を網羅している。

その内容は、概略以下のとおりである。

(1) 利用者 (par.8)

公開草案の段階から、IASB と FASB の「概念フレームワーク」プロジェクトをめぐる議論の展開を反映して、MC の利用者は、現在および潜在的な資本提供者—現在および潜在的な持分投資者、融資者およびその他の債権者を包含する—に拡張されている。経営者は、このような財務諸表の主たる利用者のニーズを考慮して、MC に網羅される情報を決定すべきとされる。

(2) 意図 (paras.9—11)

MCPS は、MC が財務諸表に関連する状況や背景 (context) を説明する統合された情報 (integrated information) を提供すべきことを一層強調して、経営者の視点から利用者の理解を支援することを求めている。IASB と FASB の「概念

フレームワーク」プロジェクトをめぐる議論の展開を反映して、MCは独自の目的(objectives)を有するものではなく、MC開示の独自の意図(purpose)として再構成されている。

(3) 諸原則 (paras.12-21)

MCPSは、以下の諸原則(principles)に従った一貫性のある説明を提供すべきとしている。

(a)エンティティの業績、状態および発展に関する経営者の見解(management's view)を提供すること

(b)財務諸表に表示される情報を補足し、補完すること

また、これらの原則と並んで、MCには以下を含めるべきことを求めている。

(a)将来見通し情報(forward-looking information)

(b)財務報告に係る「概念フレームワーク」に示された質的特性(qualitative characteristics)をもつ情報

これらの諸原則のなかで、経営者の見解が強調され、MCはマネジメントにおいて経営者にとって重要な情報源から導かれるべきこと、MCは財務諸表を補足するとともに、補完するものであること、また将来指向情報として経営者の視点からエンティティの将来の方向性を伝えるべきことが強調される。

ここであらためて確認すれば、「補足」とは、財務諸表に示された金額の追加的説明や情報の基礎にある条件や事象の説明を含意する。また、「補完」とは、財務諸表に示されないエンティティや業績に関する財務情報および非財務情報の提供を含意する。

また、将来見通し情報は、将来を予想することを求めるのではなく、その代わりに経営者の目標と当該目標を達成するための戦略を説明するものである。経営者はエンティティの流動性、資本源泉、収益および営業成績に影響を与えうるトレンド、不確実性またはその他の要因を認識する場合には将来見通し情報を含めることが求められる。

経営者はナラティブな説明を通じて、あるいは量的データの分析を通じて将来見通し情報を提供すべきであり、単なる予測や予定ではなく、将来見通し情報を提供した際に用いた仮定の開示および前期のMCにおいて開示された将来見通し情報との業績の差異についての説明が求められている。

(5) 表示形式 (paras.22-23)

MCPSは、MCの表示形式はエンティティの事業の性質、経営者により採用された戦略および規制環境等を反映して様々であるのが実情であり、形式上の統一を求めるものではないが、MCは明瞭かつ率直であるべきとしている。

MCは上記の諸原則に照らして最も重要な情報に焦点をあてながら表示すべきであり、特に(a)財務諸表との首尾一貫性(セグメンテーションの反映)を確保し、実務上可能であれば、(b)注記開示との重複および(c)ありふれた一般的な開示の回避、を求めている。

(6) 構成要素

MCPSは、MCが以下を理解するうえで不可欠な情報を網羅することを求めている。このMCの構成要素は相互に関連しているため個々に示されるべきではなく、事業に関する経営者の視点と構成要素の相互関係の分析が経営者の目標および戦略と財務諸表に対する利用者の理解を支援するとされる(paras.24-25)。

MCPSにおける構成要素は、原則主義の適用を基礎として、以下のように要約しうるが、当該各要素については、主要国の制度ならびに先行する実務を踏まえてある程度国際的な承認が得られていると思われる。

(a)事業の性質 (par.26)

事業の性質の説明はエンティティと外部環境に関する利用者の理解を支援する。当該情報がエンティティの業績、戦略オプションおよび見通しに係る評価と理解の出発点となる。エン

ティティの活動の場である産業、主要な市場と競争状態、その活動に影響を与える法規制およびマクロ経済環境の重要な特徴、製品、サービス、事業プロセスおよび流通方法、エンティティの組織構造と価値創造の方法²⁸⁾等の討議が含まれる。

(b)目標と戦略 (paras.27-28)

目標と戦略の開示は、成果を得るために管理されなければならない資源を識別するとともに、行動 (action) の優先順位を利用者が理解しうる方法において、前期と比較して重要な変化を討議すべきである。目標、戦略、経営者の行動と経営者報酬の関係に関する討議は利用者を支援しうる。

(c)資源、リスクと諸関係 (paras.29-33)

経営者がエンティティの価値に影響を与えると考えられる最も重要な資源、リスクと諸関係、およびこれらの資源、リスクと諸関係が管理される方法の明確な説明を含めるべきである。経営者は、MCのなかで、①エンティティが利用可能な重要な財務的資源ならびに非財務的資源、および当該資源が、経営者の表明した目標の達成のためにいかに利用されるかを示すべきこと、②エンティティの主要なリスク・エクスポージャーと当該リスクの変化、また当該リスクを分担または軽減する計画ならびに戦略とともに、リスク管理戦略の有効性について開示すべきこと、③エンティティと利害関係者との重要な関係、これらの関係がエンティティの価値と業績に影響を与える可能性および当該関係の管理方法等を開示すべきことが例示されている。

(d)成果と見通し (paras.34-36)

MCはエンティティの財務業績および非財務業績の明確な説明を含むべきである。当該事項に係る有用な開示はエンティティの業績、状態、発展および見通しについて利用者が自らの評価を形成する際に利用者を支援する。そこでは、エンティティの成績、経営者の目標および

当該目標を達成するための戦略の関係が示されることに加えて、過去の業績は将来の業績の指標となりうる点で、エンティティの財政状態、流動性および業績に関する重要な変化を前期または複数期間にわたり比較した討議と分析を提供することが求められる。

また、経営者は、財務業績および非財務業績に基づく目標を含むエンティティの見通しについて分析を提供すべきとされる。当該情報は、経営者がどのような長期的な戦略の実行を意図しているかを理解するうえで利用者を支援する。目標が定量化されている場合、利用者が目標の達成の可能性を評価するために必要なリスクと仮定を説明することが経営者に求められている。

(e)業績測度と業績指標 (paras.37-40)

業績測度 (performance measurement) はエンティティにとって重大な成功要因を反映する定量化された測度である。また、業績指標 (performance indicator) とは事業がどのように管理されているかを説明するナラティブな証拠または間接的に業績の証拠を提供する定量的な測度の場合もある。経営者は、目標に対する進捗を評価するために用いる財務および非財務の両者の業績測度ならびに業績指標を開示するとともに、当該期間における変化を説明すべきである。

また、財務諸表から抜粋された情報をMCに含める際に加工・修正を施した場合には、その事実を開示することが求められるとともに、IFRSにより要求されない、またはIFRSに定義されない財務業績がMCに含まれる場合、その測度の定義と説明および財務諸表上の金額の調整計算が求められる²⁹⁾。

5 実務記述書 (MCPS) の改訂に係る予備的考察 — 〈IR〉フレームワークとの相違点—

2017年3月付のStaff Paperの附表には、現行MCPSとその改訂の際に参照すべき財務諸表外情

報の開示に係る典型的なフレームワークとして〈IR〉フレームワークの相違点が整理されている³⁰⁾。

両者は、①それ自体強制力がないこと、②その枠組みが原則主義に基づいて構成されていること、③財務資本提供者を主な利用者として想定していること、④将来指向であること、⑤有用な情報に係る質的特性に言及していること、⑥当該報告書の構成要素として組織概要と外部環境(MCPSにおいては事業の性質)、戦略と資源配分(MCPSにおいては目標と戦略)および定量的・定性的業績指標を含めた成果と見通し等を網羅していること、その他、⑦当該情報が他の情報と区別されて識別可能であることや、フレームワークまたは指針の準拠を求めていること等において広く共通点がある。だが他方で、重要な点で一致していない項目もある。

以下では、Staff Paperにおいてコメントが付された諸項目を抽出して両者の相違点を概観したい。

(1) 報告書の焦点

MCの焦点は財務諸表の背景や文脈(context)を与えることにあるが、〈IR〉フレームワークにおいて統合報告の焦点は長期にわたる価値の創造にある(par.1.7)。

(2) 基礎概念としての価値創造

MCPSにおいては〈IR〉フレームワークにおける価値創造の概念は認識されていない。統合報告の目的(purpose)は価値創造に係るコミュニケーションにあり(par.1.1)、エンティティ自身に対して創造される価値とこれに関連する他者(ステークホルダーおよび社会全体)に対して創造される価値が重要となる(paras.2.2-2.4)。かかる点において、MCの意図は観点を異にしている。

(3) 基礎概念としての資本の分類

〈IR〉フレームワークは、価値の蓄積である資本を財務資本(financial capital)、製造資本

(manufactured capital)、知的資本(intellectual capital)、人的資本(human capital)、社会・関係資本(social and relationship capital)および自然資本(natural capital)の6つに分類している(par.2.15)。MCPSにおいて自然資本への言及がないことを除けば、両者は大きく異なるものではないとも解しうるが、〈IR〉フレームワークと比べてMCPSは総じて明示的ではない。〈IR〉フレームワークは、当該資本分類をガイドラインとして利用することを求めているが(par.2.19)、MCPSにはこれに相当する説明は存在しない。また、MCPSにおいてはエンティティに利用可能な非財務的資源が、組織によって所有されることのない資本の利用およびそのアウトカムを網羅するものであるかを特定していない。自然資本については、MCPSはMCの構成要素としての諸資源(resources)に広く言及していることから、明示的ではないが、これを排除しているわけでもないとも解しうる。

(4) 指導原則としての情報の結合性

〈IR〉フレームワークは、「統合報告書は、組織の長期にわたる価値創造能力に影響を与える要因の組合せ、相互関連性、および相互関係の全体像を示す」(par.3.6)として、情報の結合性を強調する。MCPSにおいても「統合された情報」(integrated information)の用語が用いられていることから結合性の重要性を示唆していると解されるが、〈IR〉フレームワークの方が当該原則をより明確に位置づけている。

(5) 指導原則としてのステークホルダーとの関係性

〈IR〉フレームワークにおける指導原則のひとつとしてステークホルダーとの関係性が規定されているのに対して、MCPSではMCの構成要素として諸関係(relationship)が識別されている。この点では一致しているが、〈IR〉フレームワークにおいては、「組織がステークホルダーの正当な

ニーズと関心をどのように、どの程度理解し、考慮し、対応しているか」(par.3.10)について説明を求めている点で、重要な関係の識別を越えたより詳細な内容となっている。

(6) 指導原則としての重要性

MCPSにおいては、重要性(materiality)はレリバンスに係るエンティティ特有の側面であり、したがってエンティティにとって関連のある情報は重要でもあると規定するが、〈IR〉フレームワークにおいては、「統合報告書は、組織の短、中、長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する情報を開示する」(par.3.17)として、関連のある情報の部分情報として重要情報を捉えている点で両者は相違している。

(7) 内容要素としてのガバナンス

MCPSにおいてはガバナンスに特段の言及がない点で相違している。但し、〈IR〉フレームワークにおいてはガバナンス構造それ自体の説明ではなく、当該構造を価値創造能力と関連づける(par.4.8)点にその特徴がある。

(8) 内容要素としてのリスクと機会

MCPSにおいてはリスクのみに言及しているのに対して、〈IR〉フレームワークにおいてはリスクと機会に言及している。当該リスクと機会には、短、中、長期の資本に組織が与える影響、当該資本の継続的な利用可能性、質および経済性に関するものが含まれるとされる(paras.4.23-4.24.)。

(9) 内容要素としての実績

MCPSにおける成果と見通しと〈IR〉フレームワークにおける実績の内容はかなり共通しているが、MCPSには〈IR〉フレームワークにおいて求められている「資本への影響に関するアウトカム」に相当する概念がない。

(10) 表示および作成の基礎

〈IR〉フレームワークにおいては、重要性の決定プロセスの要約、報告境界の説明およびその決定方法、ならびに重要性のある事象を定量化または評価するうえで重要な枠組みおよび方法の要約を含む、統合報告書の作成と表示の基礎を説明することが求められている(par.4.41)。また、一般報告ガイダンスとして、重要性ある事象の開示、資本に関する開示、短、中、長期の時間軸、ならびに集約と細分化等が網羅されている(par.4.49)が、MCPSにはこれらに相当する規定はなく、両者は異なっている。

(11) 責任と承認

MCを表示する場合、経営者はMCPSを“follow”している範囲を説明し、全体としてMCPSに準拠している場合にのみ当該準拠性の表明が可能となる。〈IR〉フレームワークはMCPSよりも詳細に当該フレームワークの準拠性に係る説明と統合報告書に対する責任の表明を求めている(par.1.20)³¹⁾。

6 結びにかえて

本稿は、MCPSの「表示のフレームワーク」について概観したうえで、現行のMCPSとIIRCの〈IR〉フレームワークの相違点を整理し、MCPSの改訂をめぐる論点と課題を検討した。今般のMCPSの見直しをめぐる議論のなかで、IASBはあらためて現行MCPSの到達点と残された未解決の課題に向き合うことになるであろう。その意味で、本稿における議論は、財務諸表とナラティブな情報が一体となった財務報告制度の今後の行方について、MCPSの改訂に際して統合報告のこれまでの著しい発展とIIRCとの今後の連携を視野に入れた考察を展開するための予備的作業であった。

2017年11月のIASB Updateによれば³²⁾、理事会は、「より広い企業報告」におけるIASB財団の関与を、現在の潜在的な投資者・融資者および

その他の債権者のニーズに合致する「その他の財務報告」の範囲に限定すべきことを決定した。また、MCPSの改訂プロジェクトをアジェンダに追加することを決定した³³⁾。

本稿における検討から、今後の議論において、IASBがMCのなかにESG情報を積極的に取り込むように大きく舵を切るとは考えにくく、広く財務諸表外の情報については従前の態度が貫かれるものと推測される。IASBは、狭義の財務報告と「その他の財務報告」の相互関係について表明する最も適切な立場にあると認められことから、その守備範囲はあくまでも財務諸表を中心とした財務報告であることを堅持するであろう。

他方で、“Better Communication”の観点から、狭義の財務報告の限界に対しては、MCPSにすべてを取り込むのではなく、IIRCのような組織との連携・協力を図っていくことが考えられる。だが、IASBが財務報告の範囲を見直して、いわゆる「より広い財務報告」(Broader Financial Reporting)を指向した場合には、「その他の財務報告」の範囲に重要情報が含まれる可能性は高い。その課題として、MCPSの改訂をめぐる議論のなかで「その他の財務報告」はより明確に画定されるのか、IIRCとの連携の在り方を含めて議論の行方が注目される。

(日本大学経済学部 教授)

注

- 1) 本稿においては、Practice Statementを定訳となった「実務記述書」とし、Management Commentaryについては「経営者による説明」と訳さず、統一して「マネジメント・コメンタリー」と表記した。2010年MCPSについては、以下を参照。古庄修「IFRS実務意見書『経営者による説明』の到達点」『企業会計』第63巻・第4号、2011年4月、129-137頁。
- 2) Loweth, D., ASAF Agenda Paper 9 (Accounting Standards Advisory Forum Meeting), *Wider Corporate Reporting: An Overview*, IFRS Foundation, July 2017,

p.6. <http://www.ifrs.org/> より入手。

- 3) IASBは、2016年11月に、2017年から2021年までの5年間にわたる作業計画を公表し、その中心テーマのひとつとして「財務報告におけるコミュニケーションの改善」(Better Communication in Financial Reporting)が掲げられた。開示原則プロジェクトを含む「開示に関する取り組み」(Disclosure Initiative)もその一環であり、2017年3月に討議文書が公表されている。例えば、以下を参照。小西健太郎「IASBディスカッション・ペーパー「開示に関する取り組み—開示原則」の概要」『季刊 会計基準』第57巻、2017年6月、82-93頁。
- 4) 本稿においては、財務報告を構成するStatementのひとつとしてMCを捉えて、注記における「開示」と区別して、MCの「表示」(presentation)と表記する。
- 5) 本稿では、主としてIASBの「より広い企業報告」を主題とするStaff Paper (IASB Agenda ref 28B), March 2017を参照し、必要に応じてStaff Paper (IASB Agenda ref 28A), November 2017を引用する。<http://www.ifrs.org/> より入手。
- 6) MCPSは、企業のナラティブ報告の質を評価する際にアカデミックな文献における標準として用いられてきたとされる。以下を参照。Loweth, D., ASAF Agenda Paper 9, *op.cit.*, p.6. <http://www.ifrs.org/> より入手。
- 7) 米国のMD&Aおよび英国のOFR開示制度の展開については、古庄修『統合財務報告制度の形成』中央経済社、2012年を参照。
- 8) なお、証券監督者国際機構(IOSCO)は、1998年に財務諸表外情報に係る『国際開示基準』(International Disclosure Standard)を設定しており、そこでは「営業・財務概況及び将来の見通し」(Operating and Financial Review and Prospects)の名称が使用されている。
- 9) IASBは、2002年10月にニュージーランド財務報告基準審議会(FRSB)が主導するプロジェクト・チームを発足させた。当該チームは、FRSB

- のほか、当時の英国会計基準審議会（ASB）、ドイツ会計基準委員会（DRSC）およびカナダ勅許会計士協会（CICA）の各国会計基準設定主体のスタッフにより構成された。
- 10) IASB, Discussion Paper, *Management Commentary*, A prepared for the IASB by staff of its partner standards-setters and others, October 2005. 当該討議文書については、以下を参照。古庄 修「IASB 討議文書『経営者による説明』の主要論点」『企業会計』第 58 巻・第 3 号、2006 年 3 月、106-112 頁。
- 11) IASB, Exposure Draft, *Management Commentary*, June 2009. 当該公開草案については、以下を参照。古庄 修「IASB 公開草案『経営者による説明』の新局面」『企業会計』第 61 巻・第 11 号、2009 年 11 月、113-123 頁。
- 12) 例えば、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループが 2017 年 12 月 11 日付で公表した事務局説明資料（企業情報の開示・提供のあり方に関する検討）では、MD&A の拡充に係る「財務情報」及び「記述情報」（非財務情報）の充実が明確に提起されている（10-12 頁）。
- 13) 2017 年 4 月 26 日付の IASB 議長の Hans Hoogervorst 氏によるスピーチ “IASB and Integrated Reporting” において、①一般目的財務報告書は、エンティティの価値を表示するように設計されておらず、利用者は見積もりや予測のためにその他の情報ソースを必要とする、②利用者は財務諸表において認識されない戦略、ビジネスモデルまたは技術的なノウハウ等の企業のインタンジブルに係る情報を必要とする、③利用者は企業が活動する競争状況や経済発展等の外部環境について知りたい、④一般に利用者は現在の財務諸表において提供されている以上に将来指向情報を求めること等が、狭義の財務報告の限界によるものであり、これらに関連する情報は統合報告のなかに網羅されると指摘している。 <http://www.ifrs.org/> より入手。
- 14) 財務諸表の改善によるコミュニケーションの実効性確保については、例えば、2016 年 6 月 30 日付の IASB 議長の Hans Hoogervorst 氏によるスピーチ “Better Communication” を参照。 <http://www.ifrs.org/> より入手。
- 15) IASC Foundation, *Constitution*, July 2005, par.2 (a) .
- 16) IASB, *Preface to International Financial Reporting Standards*, May 2005, par.7.
- 17) IAS 第 1 号は、①業績を左右する主な要因と影響—企業を取り巻く事業環境の変化、かかる変化に対する企業の対応およびその影響、ならびに配当政策を含む業績の維持・発展のための投資方針等—を含むこと、②企業の資金調達の源泉および負債資本比率に関する方針とそのリスク管理の方針、③企業の強みおよび資源、IAS に準拠した貸借対照表においては反映されない事項についての分析を例示している。また、環境報告書や付加価値計算書等の追加的報告書の公表を奨励した。IASB, IAS 1, *Presentation of Financial Statements*, 1989, par.13.
- 18) IASB, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 1989, par.13.
- 19) *Ibid.*, par.6. 以下に言及するように、Staff Paper (IASB Agenda ref 28A) においては、「その他の財務情報」（other financial information）に該当する（par.9）。
- 20) *Ibid.*, par.19.
- 21) IASB, Discussion Paper, *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, 2006, OB6, OB16.
- 22) IASB, Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, 2015, BCIN.22. 2017 年 10 月に公表された討議文書『開示に関する取り組み—開示原則』は、「完全な一組の財務諸表」として、財政状態計算書、純損益及びその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記（重要な会計方針及び他の説明的情報を含む）が含まれるとする。IASB, Discussion Paper, *Disclosure Initiative-Principles of Disclosure*, 2017, par.3.3. 討議文書における財務諸表および財

- 務諸表外情報の位置づけについては、例えば以下を参照。秋葉賢一「IASBにおける開示原則の検討(2)―対象となる報告書―」『週刊経営財務』第3314号、2017年6月、30-33頁。
- 23) Staff Paper (IASB Agenda ref 28A), November 2017, par.8.
- 24) 非 GAAP 財務業績指標あるいは代替的業績指標 (Alternative Performance Measures, APM) については、以下を参照。古庄 修「代替的業績指標の統合報告」『会計』第190巻・第3号、39-53頁。
- 25) 「先行財務情報」(pre-financial information) は、企業の将来の財務業績および状態の理解に関連した非財務情報であり、例えば、無形の事業資源の開発に係る情報および当期の財務諸表に認識されないその他の情報が含まれる。最終的には財務リターンに影響するものと考えられており、これには関連がある場合、ESG 情報も含まれることが指摘されている Staff Paper (IASB Agenda ref 28A), par.8 (c).
- 26) 例えば、Loweth, D., *op. cit.*, p.11.
- 27) Staff Paper (IASB Agenda ref 28A) においては、投資者の情報ニーズに対応する観点から、IIRC の他にも、気候変動開示基準審議会 (CDSB)、サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) における開示フレームワークとの適合を課題として提起している (paras.9-11).
- 28) 「事業の性質」はビジネスモデルの開示をどのように位置づけるかをひとつの論点として含んでおり、公開草案当初の「経済モデル」から、ビジネスモデルの用語を使用せず最終的に「価値創造の方法」に修正されている。その経緯等の詳細については、以下を参照。古庄 修「ビジネスモデル開示と財務報告制度」『会計・監査ジャーナル』第698号、2013年9月、97-103頁。また、財務報告の体系化の観点からビジネスモデル問題を論じた以下を参照。今福愛志「財務報告におけるビジネスモデル問題の意味―論点の整理と財務報告への問いかけ―」『会計』第193・第1号、2018年1月、108-120頁。
- 29) いわゆる非 IFRS 情報および APM を含めた業績指標については、財務諸表に何を収容し、開示すべきかを検討している前述の IASB の討議文書『開示に関する取り組み―開示原則』に、その使用をめぐる議論が含まれている点でも新たな展開を確認しうる。そこでは、非 IFRS 情報については禁止するのではなく、また財務諸表において業績指標を使用する場合の要求事項を提案している。その概要については、例えば以下を参照。秋葉賢一「IASBにおける開示原則の検討(3)―非 IFRS 情報と業績指標の開示―」『週刊経営財務』第3314号、2017年6月、30-33頁。
- 30) Staff Paper (IASB Agenda ref 28B), *Initial Comparison Between the <IR> Framework and the Board's Management Commentary (MC) Practical Statement (Appendix A)*, March 2017, pp.9-27.
- 31) 統合報告書に対する責任を含む <IR> フレームワークに基づいた準拠性に係る表明については、以下を参照。古庄 修「統合報告における原則主義の適用と“Comply or Explain”アプローチの課題」『産業経理』第76巻・第2号、2016年7月、62-73頁。
- 32) IASB Update における *Wider Corporate Reporting (Agenda Paper 28)* を参照。 <http://www.ifrs.org/news-and-events/updates/iasb-updates/november-2017/#4>.
- 33) なお、本提案については、12名の委員が賛成する一方で、2名の委員が反対を表明している。